

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故等番号 | 2009横第150号 |
| 事故等種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成21年6月5日 05時05分ごろ |
| 発生場所 | 千葉県犬吠埼灯台から真方位097° 8.2海里（M）付近 （概位 北緯35° 41.5′ 東経141° 02.0′） |
| 事故等調査の経過 | 平成21年6月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 第三十七 ^{おおはま} 大瀨丸、305トン 128903、個人所有 B 漁船 第十一 ^{ふどう} 不動丸、80トン 136638、株式会社不動丸 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長、五級海技士（航海） B 船長、三級海技士（航海） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | A なし B 右舷外板に凹損、配管及び船底弁の損傷 |
| 事故等の経過 | A 船は、船長Aほか8人が乗り組み、速力約12.5ノットで千葉県銚子港に向け西北西進していた。 船長Aは、レーダー映像及び目視により右舷船首約002° 約2MにB船を認め、レーダーエコーを見たらB船は北方に進んでいたため、B船はA船の船首を通過し、A船から離れて行くと思い、その後、レーダーでB船の動静を確認しなかった。 船長Aは、B船がA船の船首100～400mに接近したとき、無線及び拡声器による注意を喚起する声を聞き、近距離に迫ったB船に気づき、全速力後進をかけた。 一方、B船は、船長Bほか19人が乗り組み、いわしまき網漁のため、針路東南東、速力約5ノットで探索中に、船長Bが、平成21年6月5日04時40分ごろ、A船のレーダー映像を船首方向5～6Mに探知し、A船を目視で確認した。 船長Bは、投網場所を決定し、投網に備えてB船の船首方向をほぼ北に向けて機関を停止したところ、B船の右舷正横約1,000mに接近したA船が左転したように見えたため、A船はB船の船尾を通過するものと思った。 船長Bは、A船が右舷正横約400mに接近したとき、衝突のおそれを感じて主機を前進にかけ、船橋で投網の準備作業をしていた乗組員が無線及び拡声器でA船に対して注意を喚起した。 05時05分ごろ、犬吠埼灯台東方沖において、A船の船首部とB船の右舷中央部が衝突した。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 |

| | | |
|----|--|---|
| | 海象：平穩 | |
| 分析 | 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | あり なし なし A船は、犬吠埼東方沖を西北西進中、レーダー及び目視でB船を認めたが、B船はA船の船首を通過し、A船から離れて行くものと思ひ込み、適切な見張りを行わなかったものと考えられる。 B船は、まき網漁の準備のために漂泊中、レーダー及び目視で認めていたA船が、B船の船尾を通過するものと思ひ込み、適切な見張りを行わなかったものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、犬吠埼東方沖において、A船が西北西進中、B船がまき網漁の準備で漂泊中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。 | |